

令和2年4月19日

山岳関係者 各位

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に
基づく協力要請について(依頼)

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

4月16日、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施区域が本県を含む全都道府県に拡大されたことを受けて、本日、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」のとおり措置を行うことといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴団体の構成員及び山小屋関係者の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、「別添2」により適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」による措置は5月6日(水)までですが、「別添2」による注意喚起につきましては、5月6日(水)以降も継続していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

観光文化部

観光資源課南アルプス・山岳観光担当

TEL : 055-223-1576

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 山梨県における緊急事態措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言を受け、次により、山梨県における緊急事態措置を行う。

令和 2 年 4 月 1 9 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 実施区域 | 山梨県全域 |
| 2 | 実施期間 | 令和 2 年 4 月 2 0 日（月）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで |
| 3 | 措置内容 | 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施 |

(1) 県民向け

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 45 条第 1 項に基づき、医療機関への通院、食料等生活必需品の買い出し又は職場への通勤などの生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請する。ただし、散歩、ジョギングやウォーキングなど人との接触のない屋外でのスポーツ、農作業など人混みを避けた屋外での作業は制限しない。
- ・ 大型連休期間を含め、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛することを要請する。

(2) 事業者向け

- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、県内に所在する対象施設（別紙 1 対象施設一覧①）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。
- ・ 全ての施設・事業所等において、参考に記載されている適切な感染防止対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じることを要請する。
- ・ その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設（別紙 1 対象施設一覧②）の管理者に対しては、特に徹底が必要な内容も併せて要請する。

別紙1 対象施設一覧

① 特措法による休業等の協力要請を行う施設

| 施設の種類 | 内訳 | 要請内容 |
|-------------------------|---|-----------------------------|
| 劇場等 | 劇場、映画館、プラネタリウム 等 | 施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 |
| 集会・展示施設 | 集会場、展示場、貸会議室 等 | |
| 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 | |
| ホテル・旅館 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 | |
| 運動施設（屋内） | フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。 | |
| 遊技施設 | マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、図書館 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 | |
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等 | |
| 学習塾等 | 学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 | |

別紙1 対象施設一覧

② その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

| 施設の種類 | 内訳 | 参考「適切な感染防止対策」に加えて特に要請を行う内容等 |
|------------|---|---|
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局 等 | |
| 社会福祉施設等 | 保育所、放課後児童クラブ 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・家にいることが可能な保護者等に登園や利用の自粛を要請 ・必要な保育等を確保した上で、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 |
| | 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するサービスを提供する全ての施設 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 |
| 生活必需物資販売施設 | 卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、ショッピングモールにおける生活必需物資売場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保等を要請 |
| 食事提供施設 | 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、座席の間隔を空ける工夫等を要請 |
| 住宅・宿泊施設 | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、別荘、サービス付き高齢者向け住宅 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・利用者の不要不急の外出自粛の呼びかけを要請 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物流サービス（宅配等） 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底等を要請 |
| 工場等 | 工場、作業場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底、作業者間の距離の確保等を要請 |
| 金融機関等・官公署等 | 銀行、証券会社、保険、官公署、事務所 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの一層の推進等を要請 |
| 入浴施設 | 銭湯 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 |
| 葬儀施設 | 葬儀場、火葬場 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 |

| 施設の種類 | 内訳 | 参考「適切な感染防止対策」に加えて特に要請を行う内容等 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 運動施設 (屋外) | 陸上競技場、球技場 等 | ・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 |
| 観光施設等 | キャンプ場、登山道、山小屋、観光施設等に付随する駐車場、観光果実園 等 | ・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 |
| 文化施設等 | 天然記念物、有形文化財、史跡、無形民俗文化財 等 | ・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 |
| その他 | メディア、質屋、獣医、理美容、ランドリー 等 | ・換気の徹底、利用者間の距離の確保等を要請 |

参考 適切な感染防止対策

| 目的 | 具体的な取組例 |
|-------------------------|---|
| 発熱者等の施設への入場防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限 |
| 3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用) |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所内の定期的な消毒 |
| 移動時における感染の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限 |

(別添 2)

令和 2 年 4 月 1 9 日

山岳関係者 各位

山梨県観光文化部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う登山者及び
山小屋関係者への注意喚起について (依頼)

日頃より、本県の観光振興並びに安全登山の推進について、格別の御配慮と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、今後各山域では山開きが行われ登山シーズンを迎えます。

つきましては感染拡大防止及び登山の安全の確保のため、山岳関係団体につきましては、登山者及び山小屋関係者に下記について周知をお願いします。

また、山小屋関係者につきましては、登山者に下記について周知していただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 登山者への注意喚起

- ・海外渡航歴がある等、無症状であっても感染の可能性がある場合、または咳、発熱等の症状がある場合は入山を控えること。
- ・各山小屋が感染拡大防止のため通常とは異なる営業体制となっている可能性があることから、入山前に利用予定の山小屋の営業状況を確認すること。
- ・無人小屋・避難小屋は換気、消毒等の感染防止対策が為されていないことが十分考えられるため、利用は緊急時のみにとどめること。
- ・体調不良により行動不能となった場合、感染の可能性を検討する必要があることから、通常時と比較して救助に時間を要する可能性があること。

2 山小屋関係者への注意喚起

- ・国、自治体、管轄保健所等の指導に基づいた感染防止対策を実施すること。
- ・山小屋利用者から感染が疑われる者が発生した場合、直ちに当該山域を管轄する保健所に連絡するとともに、救助が必要と認められる場合は警察または消防へ要請すること。

山梨県観光文化部観光資源課
南アルプス・山岳観光担当 増子
(TEL) 055-223-1576
県庁内線 4303
(FAX) 055-223-1558